

* 規約（会則）

（団体名） 会則（規約）

第一条 本会は「 」という。

第二条 本会は
を目的とする。

第三条 本会の連絡先を会長宅に置く。

第四条 本会には次の役員を置く。

会長	1名
副会長	名
書記	名
会計	名

役員は会員より互選され、役員任期は 年とし、会員合議の上決定される。

第五条 本会の会費は（連絡費） 額 円とし、 納める。

第六条 本会への入会、退会を希望する者は、その旨を に届ける。

第七条 本会の会計年度は毎年 月 日に始まり、翌年 月 日までとする。

細則 この会則（規約）は 年 月 日をもって実施する。

* 活動計画

団体名 (

) 活動計画

年 月 日現在

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月